関東地方整備局
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism. Kanto Regional Development Bureau.

令和 5 年 9 月 11 日 国土交通省関東地方整備局 総務部

## 指名停止措置について

関東地方整備局は、西武建設株式会社(所在地 埼玉県所沢市)に対して、指名停止措置を 行いました。

詳細は別紙のとおりです。

<発表記者クラブ> 竹芝記者クラブ 埼玉県政記者クラブ 神奈川建設記者会 横浜海事記者クラブ

<問い合わせ先>

関東地方整備局 総務部

電話: 048-601-3151 (代表) FAX: 048-600-1370

○契約課 課長 佐野 幸雄 (內線:2511)○契約課 課長補佐 西原 弘之 (內線:2517)

電話: 0 4 5 - 2 1 1 - 7 4 1 2 (代表) FAX: 0 4 5 - 2 1 1 - 0 2 0 5

 契約管理官
 田口 由美子 (内線:5880)

 経理調達課
 課長
 野路 靖雄 (内線:5870)

○は本件の主務課です

# 指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

	指	名	停	止	措	置	業	者	住	所
西武建設株式会社								埼玉県所沢市くすのき台1一11一1		

#### 2. 指名停止措置期間

令和5年9月11日から令和6年1月10日まで(4ヵ月)

3. 指名停止措置対象区域:関東地方整備局管内

### 4. 事実概要

当該業者は、令和5年7月21日、経営事項審査において、資格要件を満たさない者を技 術職員名簿に記載し虚偽の申請を行うことにより得た経営事項審査結果を公共工事の発注者 に提出し、公共発注者がその結果を複数年度の資格審査に用いたことが、建設業法第28条 第1項第2号に該当すると認められるとして、関東地方整備局長から監督処分(営業停止4 5日間)を受けた。

#### 5. 指名停止措置理由

有資格業者である当該業者が、建設業法に違反したとして関東地方整備局長から監督処分 (営業停止)を受けたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和59年3月 29日付け建設省厚第91号)及び「地方整備局(港湾空港関係)所掌の工事請負契約に係る指 名停止等の措置要領」(昭和59年3月31日付け港管第927号)別表第2第13号(建設業法違 反行為)に該当する。

#### <指名停止措置要領別表第2第13号>

措	置	要	件	期	間
(建設業法違反行為) 13 当該部局が所管で 第100号)の規定に 当であると認められ	違反し、工事	の請負契約の			